

運送業者受託貨物 賠償責任保険

(運送業者受託貨物賠償責任保険特別約款付運送保険)



経営者の
みなさま必見!

BCP(事業継続計画)や社内外のトラブルなど、中小企業のリスクマネジメントに関するヒントや解決策をご覧いただけるポータルサイトです。



荷主との信頼関係の向上と
事業経営の発展をサポートします。

運送業者受託貨物 賠償責任保険とは…

運送業者のみなさまが輸送する貨物(受託貨物)に損害が発生した結果、荷主または元請運送人に対して損害賠償責任を負担することによって被る損害を1年間包括的に補償する保険です。

貨物の損害を補償

受託貨物に生じた損害について、荷主または元請運送人に対し負担する損害賠償責任を補償します。



費用の損害を補償

保険事故の発生に伴い支出する費用損害(損害防止費用、検査・仕分け費用、継搬費用、代替品輸送費用、残存物取り片付け費用)を補償します。



荷主との信頼関係の向上と
事業経営の発展を強力にサポート

共栄火災の運賠償

第三者に対する賠償責任を補償 (オプション(特約)でカバー)

特約を付帯し、追加保険料をお支払いいただくことにより、輸送中の第三者に対し負担する損害賠償責任を補償します。



おすすめポイント

Point 1 > お得な保険料

年間契約にすることにより、輸送ごとに保険を手配する場合よりも割安な保険料となっております。
また、次年度以降はお引受け実績に基づき保険料(率)の調整(割引・割増)が行われます。そのため、一定以上の良績であれば保険料(率)が引き下げられます。

Point 2 > ご面倒な手続きは不要です。

年1回のご契約手続きで1年間包括的に補償しますので、輸送ごとに保険を手配する必要はありません。
また、輸送回数、輸送額の通知などのご面倒な手続きも不要です。

Point 3 > 輸送区間を問いません。

日本国内のトラックによる輸送^(注)をすべてお引受けします。
(注)フェリー積込による輸送を含みます。また、売上高方式の場合は携行便および航空便を含みます。

Point 4 > 分割払いが可能です。

保険料のお支払いは分割払いが可能となっており、口座振替または手集金を選択できます。

Point 5 > 支払限度額は自動復元します。

1回の事故により生じた損害に対する保険金のお支払いは支払限度額(てん補限度額)を限度とします。支払限度額(てん補限度額)は1回の事故ごとに適用されるので、満期まで減額されることはありません。

この保険では、右記いずれかの運送事業を営んでいる運送業者および運送取扱い事業者^(注)をお引受けの対象とします。

- 一般貨物自動車運送業
- 第一種貨物利用運送事業
- 特定貨物自動車運送業
- 第二種貨物利用運送事業
- 貨物軽自動車運送事業

(注)自動車の輸送を専門とする自動車陸送業者等は、お引受けできません。

ご契約方式

売上高方式とトラック特定方式の2タイプの契約方式があります。いずれかの方式をお選びください。(トラック特定方式の場合は、車両の特定が必要です。売上高方式の場合は、特定不要です。)

売上高方式 (全車両一括付保方式)

運送業者のみなさまが受託するすべての貨物を補償の対象とします。(下請け業者が輸送する貨物を含みます。)この方式では貨物の荷受けから荷渡しまでの輸送中および貨物の保管中・作業中(加工作業は除きます。)を補償します。(貨物の取り外し、梱包、開梱、据え付けを請け負っている場合は、その作業中も補償します。)

→ 荷受けから荷渡しまでを一貫してカバー



(注)加工作業(青果・野菜類のカットなど)は、含みません。

トラック特定方式

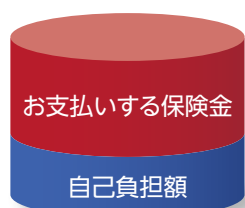
トラックを特定し、その特定車両で輸送される貨物を補償の対象とします。この方式では貨物を特定車両に積み込むために倉庫その他蔵置場所から移動を開始した時から荷卸しまでの輸送中を補償します。(付保された車両の車上仮置中を含みます。)

→ 移動開始から荷卸しまでをカバー



保険金のお支払い方法(支払限度額と自己負担額)

貨物の損害および費用の損害の合計額から自己負担額(免責金額)を差し引いた額を保険金としてお支払いします。ただし、保険金のお支払いは1回の事故につき、支払限度額(てん補限度額)を限度とします。なお、支払限度額と自己負担額は、ご契約時に設定していただきます。



損害の合計額
(貨物の損害+費用の損害)

支払限度額

100万円～1億円

自己負担額

自己負担 なし ～ 自己負担 100万円

保険金のお支払いは1回の事故につき、支払限度額(てん補限度額)を限度とします。

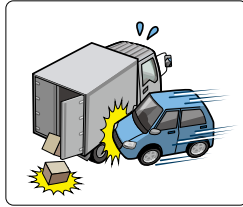
三 保険金をお支払いする主な場合は

\ オール・リスクの補償 / 貨物の損害

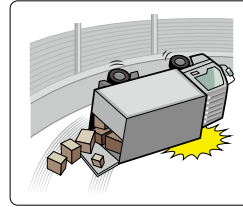
すべての偶然な事故により受託貨物に生じた損害について、運送業者のみならずが荷主または元請運送人に対し負担する損害賠償責任を保険金としてお支払いします。ただし、「保険金をお支払いする条件が制限される貨物」、「保険金をお支払いできない場合」がありますのでご注意ください。



火災、爆発



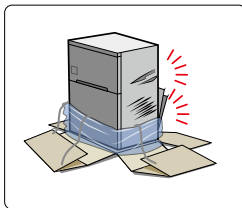
輸送用具の衝突



輸送用具の横転



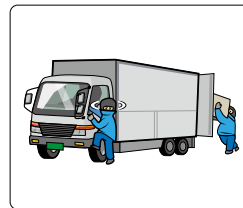
水濡れ



すり傷、かざ傷



汚 れ



盗難、荷造りごとの不着



破損、まがり、へこみ

\ 費用損害もバックアップ / 費用の損害

保険金をお支払いできる事故(保険事故)が発生した場合(注)、貨物の損害に加え、次の費用の損害についてもお支払いします。

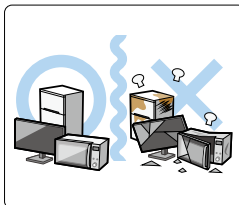
(注)オプション(特約)に関する費用の損害は、オプションの補償(主な特約)をご確認ください。

損害防止費用



損害の発生および拡大の防止のために支出した費用

検査・仕分け費用



損害の有無、原因または範囲の調査のために行われる検査および仕分け・再梱包のために支出した費用

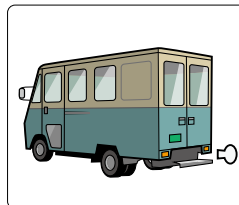
継搬費用



貨物を仕向地へ輸送するために支出した費用

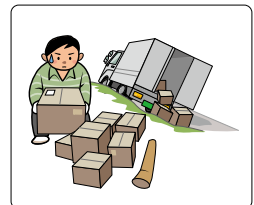
原運送契約において運送人が負担すべき費用は除きます。

代替品輸送費用



損害を受けた貨物と同一の代替品を当初の仕向地へ至急輸送するために支出した費用

残存物取り片付け費用

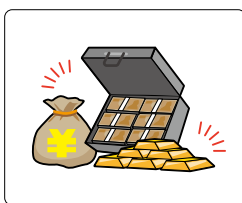


残存物の取り片付けのために支出した費用

三 この保険の対象となる貨物は

運送契約に基づき輸送するすべての貨物を補償の対象とします。

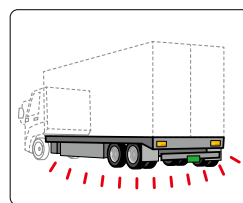
※ただし、下記の貨物および法令の規定に違反する貨物は補償の対象から除外されます。



有価証券、貨紙幣、小切手、金・銀・白金の地金、その他これに準ずるもの



価額の決定が困難な貨物
[記念品、書類、写真、設計図、CD等の記録媒体に記録されたデータ類など]



輸送用具自体、トレーラー、シャーシ等の被けん引車両



被覆の完全ではない輸送用具に積まれている貨物

三 保険金をお支払いする条件が制限される貨物

次の貨物については補償の範囲が制限されます。

基本条件

1種 すべての偶然な事故により貨物に生じた損害に対して保険金をお支払いします。(オール・リスク担保)

2種 次の事由によって貨物に生じた損害に対して保険金をお支払いします。

- ①火災、爆発もしくは輸送用具の衝突・転覆・脱線・墜落・不時着・沈没・座礁・座州
- ②盗難または荷造りごとの不着(紛失による場合に限りです。)

自動車

(二輪車、原動機付自転車、土木建設用特殊自動車、農耕作業用自動車を含む)



基本条件 2種

貨物である自動車の自力走行中に生じた損害についても **基本条件 2種** の①に従って保険金をお支払いします。

冷凍・冷蔵・保冷・保温貨物



基本条件 1種

ただし、温度変化による損害に対しては、次の事由によって生じた損害に限ります。

- 冷凍・冷蔵・保冷・保温のために使用されている機械・装置の破損・故障
- 貨物を冷凍・冷蔵・保冷・保温する収容設備またはコンテナの破損・故障
- 火災、爆発もしくは輸送用具の衝突・転覆・脱線・墜落・不時着・沈没・座礁・座州

生動物(家畜、活魚等)



基本条件 2種

ただし、①によって生じた1頭(1匹)ごとの死亡に対して保険金をお支払いします。

コンテナ自体



基本条件 2種

ばら積み貨物

(液状・粉状・粒状等の形状で、梱包(包装)されずに輸送用具に積載される貨物をいい、タンクに直接投入される貨物を含みます。)



基本条件 2種

- 貨物の積み込み、荷卸しまたは積替えのために使用される輸送用具に付属するパイプ・ホース類からの漏出によって貨物に生じた損害に対して保険金をお支払いします。
- 液状貨物の専用の輸送用具によって輸送される液状貨物については、輸送用具の破損による汚損、汚染、漏出によって貨物に生じた損害に対して保険金をお支払いします。
- 輸送用具から受荷主への引渡しでタンクに直接注入される貨物については、そのタンクが不適当であったにもかかわらず、注入されたことによって生じた汚染あるいは混合損害に対して保険金をお支払いします。(ただし、そのタンク内に既に存在していた貨物または受荷主の施設の損害については保険金をお支払いできません。)

貴金属・宝石、時計、アクセサリ
一類、美術品・骨董品類、象牙、
べっ甲、珊瑚およびその製品



基本条件 1種

ただし、1点または1組あたり30万円を限度として保険金をお支払いします。

野積みされた貨物^(注)

(注) 屋根のない場所に置かれている保管中・作業中の貨物をいいます。慣例的に行われる輸送待ち、仕分け、配送、積替え、荷造りなどのための仮置き中の貨物は野積みされた貨物とはみなしません。



【売上高方式の場合のみ】

火災・爆発によって貨物に生じた損害に対して保険金をお支払いします。

三 保険金をお支払いできない主な場合

共通

- 保険契約者、被保険者、保険金を受け取るべき者またはこれらの者の代理人もしくは使用人の故意により生じた損害
- 貨物の自然の消耗、またはその性質もしくは欠陥によって生じた自然発火・自然爆発・むれ・かび・腐敗・変質・変色・さび・蒸発・昇華その他類似の事由により生じた損害
- 荷造りの不完全により生じた損害
- 輸送用具、輸送方法または輸送に従事する者が出発の当時、貨物を安全に輸送するのに適していなかったことにより生じた損害
- 運送の遅延により生じた損害
- 水上または水中にある魚雷または機雷の爆発により生じた損害
- 公権力によると否とを問わず、捕獲、だ捕、抑留または押収により生じた損害
- 検疫または左記以外の公権力による処分により生じた損害
- 戦争、ストライキ、暴動、集団的暴行などにより生じた損害
- 原子核反応または原子核の崩壊により生じた損害
- 陸上(湖川を含みます)にある貨物について、地震・噴火もしくはこれらによる津波またはこれらに関連のある火災などにより生じた損害
- 化学兵器、生物兵器、生物化学兵器または電磁気兵器によって生じた損害
- テロリストまたは政治的動議から行動する者の行為によって生じた損害
- サイバー攻撃により生じた損害

など

受託貨物の損害

- 法令に定められた運送事業の許可を有しない事業者により輸送されている間に生じた損害
- 法令に定められた運送事業の許可を有しない輸送用具で輸送されている間に生じた損害
- 輸送に従事する者が、貨物を安全に輸送するのに適していなかったことにより生じた損害(酒気帯び運転など)
- 警察に届出されていない盗難、および荷造りごとの不着による損害
- 違約金、慰謝料、逸失利益などの間接損害

など

保管中・作業中の損害(売上高方式のみ)

- 保管中・作業中の貨物について棚卸しの際に発見された数量の不足による損害
- 保管中・作業中の貨物の紛失、その他原因不明の数量の不足による損害

など


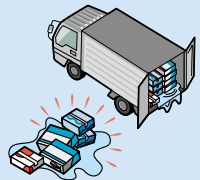
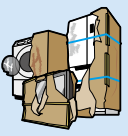


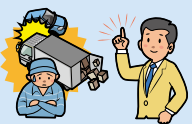
第三者賠償責任にかかわる損害(オプション(特約))

- 被保険者の使用人または下請人(その使用人を含みます。)が、被保険者の業務に従事中被った身体の障害によって生じた賠償責任
- 被保険者が所有、使用または管理する財物^(注)の滅失、き損または汚損についてその財物に対して正当な権利を有するものに対して負担する賠償責任
(注)トレーラー、シャーシ等名目の如何を問わず、車両に連結してけん引される被けん引車両を含みます。ただし、一時的に借用するフォークリフト、構内搬送車両ならびに荷役機械を装着した自動車、荷役機械等を除きます。
- 被保険者と住居および生計をともにする親族に対する賠償責任
- 被保険者の使用人が所有し、または私用に供する財物の滅失、き損、汚損、紛失または盗難に起因する賠償責任
- 被保険者と他人との間に損害賠償に関する特別な約定がある場合において、その約定によって加重された賠償責任
- 船舶、航空機、および自動車の所有、使用もしくは管理に起因する賠償責任(ただし、荷役車両を使用して行う荷役業務中および貨物の積み込みまたは荷卸し作業中に生じた事故に起因する賠償責任を除きます。)
- 業務を完了(業務の目的物の引渡しを要するときは引き渡し後)または放棄後、その業務の結果に起因する賠償責任
- 被保険者の占領を離れ、作業場外にある財物に起因する賠償責任
- 大気、土壌、海洋、湖沼、河川、水路等の環境汚染、排水、排気(煙を含みます。)塵埃、アスベスト、音波、電波、電磁波、騒音、または振動に起因する賠償責任
- 屋根、扉、窓、通風筒等から入る雨または雪等による財物の滅失、き損もしくは汚損に起因する賠償責任
- 貨物の誤配送または液状、粉状、粒状貨物の注出入作業の誤作業に起因する賠償責任
- 保険の対象とならない貨物の荷役業務中に生じた事故に起因する賠償責任

など

三 オプションの補償(主な特約)

補償を拡大する特約

| オプション(特約)名称 | 概要・条件 |
|---|--|
| <p>第三者賠償責任担保特別約款</p>  | <p>この保険で対象とする業務遂行中、偶然な事故により他人の生命もしくは身体または財物に損害を与えたことにより、法律上の賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。</p> <p>【売上高方式】 1事故支払限度額：1,000万円・3,000万円・5,000万円・1億円のパターンから選択できます。 自己負担額：5万円・10万円・20万円・30万円・50万円・100万円のパターンから選択できます。</p> <p>【トラック特定方式】^(注) 1事故支払限度額：1,000万円 自己負担額：5万円</p> <p>(注) 1事故支払限度額および自己負担額の変更は、できません。</p> |
| <p>温度変化損害追加担保特別約款</p>  | <p>冷凍・冷蔵・保冷・保管貨物について、温度変化設備、装置等の故障・破損および火災・爆発、輸送用具の衝突による損害に加え、温度設定誤り等による温度変化損害に対して、保険金をお支払いします。ただし、輸送中に生じた事故についてのみ補償対象となり、保管中・作業中は補償の対象にはなりません。</p> |
| <p>中古貨物超過修理費用担保特別約款</p>  | <p>中古貨物に損害が生じ、修理を行う場合、修理費用がその貨物の時価額を超えるときに、その貨物の再調達価額、または時価額の150%のいずれか低い額を限度に保険金をお支払いします。</p> |
| <p>特別継搬費用担保特別約款</p>  | <p>貨物に損害(保険金をお支払いする事故)が発生していない場合、次の①～③の事由により自力走行不能となったとき、輸送中の貨物または代替品を輸送開始時の仕向地まで輸送するために要した費用に対して、1事故につき、300万円を限度として保険金をお支払いします。</p> <p>① 電気的・機械的事故 ② バッテリーの充電不足・電圧不足 ③ タイヤのパンク</p> |
| <p>誤配送費用担保特別約款</p>  | <p>貨物の誤配送、積み忘れ、荷卸し忘れによって生じた代替品輸送費用および回収費用に対して、1事故につき、300万円を限度に保険金をお支払いします。</p> |
| <p>損害賠償請求権放棄特別約款(第1種)</p>  | <p>下請運送人などに過失があった場合に、被保険者より代位取得した下請運送人などに対する損害賠償請求権を行使しないようにします。</p> |

補償を縮小する特約

| オプション(特約)名称 | 概要・条件 |
|--|--|
| <p>引越荷物不担保特別約款</p>  | <p>補償の対象とされている「引越荷物」を補償の対象外とすることができます。</p> |

※特約の詳細につきましては、取扱代理店または共栄火災営業店にお問い合わせください。

ご注意ください

- このパンフレットは概要を説明したものです。ご不明な点につきましては、取扱代理店または共栄火災営業店にお問い合わせください。
- 取扱代理店は共栄火災との委託契約に基づいて、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の交付・契約の管理等の代理業務を行っています。したがって、取扱代理店と締結して有効に成立したご契約については、共栄火災と直接契約されたものとなります。
- ご契約の際には保険契約申込書の記載内容に間違いがないか十分にご確認ください。
- ご契約者には、保険契約の締結に際し、共栄火災が重要な事項として告知を求めた事項(以下「告知事項」といいます。)にご回答いただく義務(告知義務)があります。告知事項について事実と異なる記載をされた場合には、ご契約を解除させていただくことがあります。また、その場合、すでに発生している事故について保険金をお支払いできないことがあります。
- ご契約者には、保険契約の締結後に、告知事項のうちの一部の事項に変更が生じた場合に、遅滞なくご通知いただく義務(通知義務)があります。変更が生じた場合には、ただちに取扱代理店または共栄火災営業店にご通知ください。ご通知がないと、ご契約が解除され保険金をお支払いできないことがあります。
- 賠償責任にかかる事故が発生した場合、被害者は、賠償責任に対する保険金(費用保険金は除きます。)について、他の債権者に優先して弁済を受けることのできる権利(先取特権)を有します。被保険者への保険金のお支払いは、被保険者が被害者に対してその損害を賠償した場合、または被害者が承諾した場合に限られます。
- ご契約の際は必ず「重要事項説明書」をご覧ください。

商品内容に関するお問い合わせ・ご相談・苦情は

商品・契約内容に関するお問い合わせ・ご相談・苦情、各種お手続き、保険料のお見積りは、取扱代理店または共栄火災営業店にご連絡ください。

もしも事故が起こったら…

すみやかに取扱代理店または下記までご連絡ください。

24時間365日事故受付サービス「あんしんほっとライン」

0120-044-077

通話料
無料

共栄火災海上保険株式会社

本社 / 〒105-8604 東京都港区新橋1-18-6

ホームページ <https://www.kyoeikasai.co.jp/>

お問い合わせ先